下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月18日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　辰巳　雅信　昭和31年６月14日生
税理士名簿登録番号　第76187号
税理士事務所　大阪府大阪市港区磯路２丁目３番15号２階
住所　大阪府高槻市上田辺町２番19号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月22日から１月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　中西　貞明　昭和21年10月10日生
税理士名簿登録番号　第33170号
税理士事務所　大阪府大阪市天王寺区北河堀町２番１号
住所　奈良県生駒市新生駒台６番34号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月22日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　中西　博茂　昭和25年３月３日生
税理士名簿登録番号　第90877号
税理士事務所　兵庫県姫路市若菜町２丁目25番地
住所　兵庫県姫路市若菜町２丁目23番地

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月18日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　小林　裕始　昭和45年７月27日生
税理士名簿登録番号　第105767号
税理士事務所　広島県福山市三之丸町４番７号大手前ビル３階
住所　広島県福山市草戸町四丁目15番11号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から３月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　西岡　源房　昭和28年１月14日生
税理士名簿登録番号　第89816号
税理士事務所　愛媛県松山市萱町２丁目２番地５コム・タックスビル２階
住所　愛媛県松山市余戸西６丁目３番20号

下記の者については、税理士法（昭和26年法律第237号）第46条の規定に基づき、平成25年１月21日から２月の税理士業務の停止の処分を行ったので、同法第48条の規定に基づき、公告する。

平成25年２月１日　財務大臣　麻生　太郎

記

税理士　渡部　平太　昭和６年11月20日生
税理士名簿登録番号　第20395号
税理士事務所　愛媛県松山市千舟町７丁目11番地12
住所　愛媛県伊予郡松前町大字恵久美240番地

建築士懲戒処分効力停止公告

一級建築士川瀬普也（登録番号第236316号）に対してした懲戒処分（平成24年10月５日公告）につき、同建築士から本件処分の執行停止申立て及び取消請求が提訴され、大阪地方裁判所は、平成24年12月26日、本件処分の効力を本取消請求事件の第１審判決の言渡し後60日が経過する日まで停止する旨決定したので、公告する。

平成25年２月１日

国土交通大臣　太田　昭宏

一級建築士の免許の取消しの公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第２項の規定により一級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告します。

平成25年２月１日

国土交通大臣　太田　昭宏

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成25年１月16日	山形　晴信	266368	欠格事由
平成25年１月16日	野川　和三	133805	〃
平成25年１月16日	田代　文夫	200586	〃
平成25年１月16日	豊田　法雄	158878	〃
平成25年１月16日	小池　直雄	47221	死亡
平成25年１月16日	星名　二郎	88105	〃
平成25年１月16日	井手　景文	38021	〃
平成25年１月16日	舟橋　幸弘	137164	〃
平成25年１月16日	町田　明徳	73335	〃
平成25年１月16日	中俣　久男	244599	〃
平成25年１月16日	日野　寛	05648	〃
平成25年１月16日	入江　敏博	89454	〃
平成25年１月16日	山下　雅文	160369	〃
平成25年１月16日	水田　信義	52528	〃
平成25年１月16日	小海　博	125034	〃
平成25年１月16日	鹿野　克己	50418	〃
平成25年１月16日	山田　雄二	232278	〃
平成25年１月16日	加藤　幸平	31606	〃
平成25年１月16日	古賀　清司	53060	〃
平成25年１月16日	岡田真一郎	242830	〃
平成25年１月16日	井上　雄治	21925	〃
平成25年１月16日	車戸　徳蔵	15200	〃
平成25年１月16日	清水　和雄	28916	〃
平成25年１月16日	平田日良支	56945	〃
平成25年１月16日	盛田　達彦	122405	〃
平成25年１月16日	三ッ石　博	103180	〃
平成25年１月16日	室伏　薫	121466	〃
平成25年１月16日	坪谷　清美	93519	〃
平成25年１月16日	福原　憲男	213992	〃
平成25年１月16日	佐野　房雄	60234	〃
平成25年１月16日	大和田靖夫	90196	〃
平成25年１月16日	實政　昭典	157616	〃
平成25年１月16日	桑原　肇	261548	〃
平成25年１月16日	志村　一郎	50900	〃
平成25年１月16日	志賀　俊之	89766	〃
平成25年１月16日	道井　敏明	79048	〃
平成25年１月16日	中野　邦彦	74235	〃
平成25年１月16日	室井　眞治	108121	〃
平成25年１月16日	廣田　利彦	99804	〃
平成25年１月16日	辻村　仁見	36309	〃
平成25年１月16日	宮越　卓次	35109	〃
平成25年１月16日	窪田　富夫	104639	〃

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第３０１１４号

茨城県水戸市栄町２丁目８番11号
申立人　桐原　弘
本籍茨城県水戸市岩根町825番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県東茨城郡茨城町、死亡年月日平成20年11月29日、出生の場所茨城県東茨城郡飯富村、出生年月日昭和11年９月１日、職業会社員
被相続人　亡　塙　稔
茨城県常陸太田市山下町1218番地４
相続財産管理人　司法書士　島根　卓

水戸家庭裁判所